



# 土屋前市長等の公金の使い方に対して

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

# 最高裁が喝(カツ)!

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

12月1日に  
最高裁で武蔵  
野市長交際費  
の下記の判決  
が確定しまし  
た!

2006.12.2 読売新聞武蔵野版

8年)12月2日(土曜日) 言 宣 齋 新

## 武蔵野前市長交際費 違法確定

# 「あきらめず声上げ良かった」

### 原告三宅さん 6年以上、本人訴訟続ける

「あきらめずに、声をあげて良かった」。武蔵野市の土屋正忠前市長(現衆院議員)が支出した市長交際費の一部を違法と認めた1日の最高裁判決。首長の交際費を民間に支払う基準を最高裁が示した初のケースで、6年以上もの間、弁護士をたてずに本人訴訟で法廷闘争を続けてきた原告の三宅英子さん(58)は、「市民の素朴な疑問でも、ぶつけてみれば市政が変わるといふことを、全国の人に伝えられれば」と笑顔で話した。

市内に住む三宅さんが、開示請求した市長交際費の当時の土屋市長らに交際費 一覧をみて、知人の大学生の一部を市に返還するよう 求めた住民監査請求を行っ たのは2000年8月。き 集めた部費を、部長が飲み っかけは、その前年に情報 会に使っちゃったのと同じで

【最高裁で違法とされた支出】①市内ライブハウ ス開店祝い金 1万円②市役所内の部課長会の懇親 会祝い金 3万円③市内寺院住職継承披露祝い金 1万円

【最高裁で適正とされた支出】①市役所稲門会(早 稲田大OB会)祝い金 1万円②市民クラブ忘年会 祝い金 1万円③焼酎愛飲党定例会祝い金 5千円

すねえ」。一覧表には、交 際費1万円が、前市長の出 身大学OBで作る市役所内 の親睦会に払われていた。 「市民の常識からかけ離 れている」と感じた三宅さ んは、1999年度分の交 際費のうち、特におかしい と感じた58件計約95万円分 について住民監査請求をし た。このため、6件7万50 00円に絞って、同月、返 還を求める住民訴訟を起こ した。1審では6件中5件 で違法性が認められたが、 2審では3件分しか認めら れず、そのまま確定した。

昨年、初当選した邑上守 正・現市長は、選挙期間中 に市長交際費の減額を公約 とし、当選後の約1年間で

約36万円しか支出していな い。「小さな一歩。住民が 関心をもては市政も変わっ ていくということを示せた のではないか」という三宅 さんは03年の市議選に立候 補し、当選。「今後も普通 の人こそ、疑問をもったら 声を出してみようと訴えて いきたい」と話している。

これに対し、土屋前市長 は、最高裁判決は、市長の役 割を十分理解していない問 題ある1・2審の判決を、 そのまま容認したもので誠 に残念。武蔵野市が数々の 全国初の施策を実現してき たのは、様々な人脈ネット ワークによって生まれたも ので、礼を失しないよう社 会通念上過不足ない交際が 必要だとコメントした。

一方、武蔵野市では、最 高裁が「部課長会」懇親会 に対する祝い金を違法とし たことを受け、同様の部内 組織の懇親会祝い金につい ても、土屋前市長らに返還 を求めるかどうか検討を始 めた。

秘書課によると、市内に は部課長会や係長会などで 作る親睦組織があり、地方 自治法上の特効にかららな い2000年12月以降で は、こうした懇親会に支払 われた市長交際費は計約4 万円、民法の不法行為が適 用される過去3年間で計 約17万円にのぼるといふ。

★★★★★★★★★★

土屋前市長が税金から

支出した下記3件の経費を、最高裁は  
「武蔵野市に返還せよ」と命じました。

12月1日に

提訴した6件の支出と原告から見た判決結果（○が勝訴・×が敗訴）

			一審 02年6月	二審 02年12月	最高裁 06年12月
1	ジャズライブハウス「A」新店主披露祝い金	1万円			
2	部課長会研修会後の懇親会祝い金	3万円			
3	市内G寺院住職承継披露祝金	1万円			
4	市役所稲門会祝金	1万円		X	×
5	市民クラブ忘年会祝金	1万円	X	X	×
6	焼酎愛飲党定例会祝い金	5千円		X	×

詳しい内容についてはHPをご参照下さい。

<http://www.miyakeeiko.com/saibantop.htm>

★★★★★★★★★★

武蔵野市の税金の使い方を変えよう！

武蔵野市をもっとスリムな市政に

しよう！！★★★★★★★★★★